

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	2026年3月26日
【会社名】	株式会社西部技研
【英訳名】	Seibu Giken Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 隈 扶三郎
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役 上席執行役員 経営管理本部長 平川 美和
【本店の所在の場所】	福岡県古賀市青柳3108番地3
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長執行役員である隈扶三郎及び最高財務責任者である取締役上席執行役員経営管理本部長 平川美和は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社グループ8社を対象として行った全社的な内部統制の結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、連結子会社4社については、金額的及び質的重要性が僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲外としております。

当社グループは空調装置・機器の製造販売をコア事業として複数の事業拠点を有しており、事業拠点の規模は生産・販売量で決まるため、売上高が事業拠点の重要性を判断する指標として適していると判断し、当該指標を用いております。全社的な内部統制の評価が良好であることを踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、前連結会計年度の連結売上高を指標に、そのおおむね3分の2程度に達している事業拠点を「重要な事業拠点」としております。なお、上記選定指標のみでは重要な製造拠点が該当しない可能性もあるため、前連結会計年度の総資産および棚卸資産を指標に、おおむね3分の2程度に達している事業拠点を「重要な事業拠点」として追加しております。

選定した重要な事業拠点において、当社グループの事業に大きく関わり、製造販売活動において多額に計上される勘定科目として、売上高、売掛金、買掛金、棚卸資産と定めて、当該勘定科目に至る業務プロセスである販売、仕入、在庫管理について評価の対象としております。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生の可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして貸倒引当金、製品保証引当金、在庫評価、固定資産減損、税効果、一定の期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する取引を評価対象に追加しております。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。